

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	災害援護資金管理事業		決算書頁	202
視点・政策	02 安全安心 ・ 03 安らぐ			
施策	20 地域福祉活動の支援と促進を図ります			
所管部・課	健康福祉部 福祉政策課	作成者	課長 武富 祥平	

2. 事業の目的

阪神淡路大震災における災害援護資金借受人に対する償還の促進

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較	
	総事業費	10,490	12,238		△ 1,748	一般財源	2,285	5,329
内訳	事業費	2,766	291	2,475	国県支出金			0
	職員人件費		3,658	△ 3,658	地方債			0
	公債費	7,724	8,289	△ 565	特定財源(都市計画税)			0
参考	職員数(人)		0	特定財源(その他)	8,205	6,909	1,296	
	再任用職員数(人)		1	△ 1				

4. 事業目的達成のための手段と成果

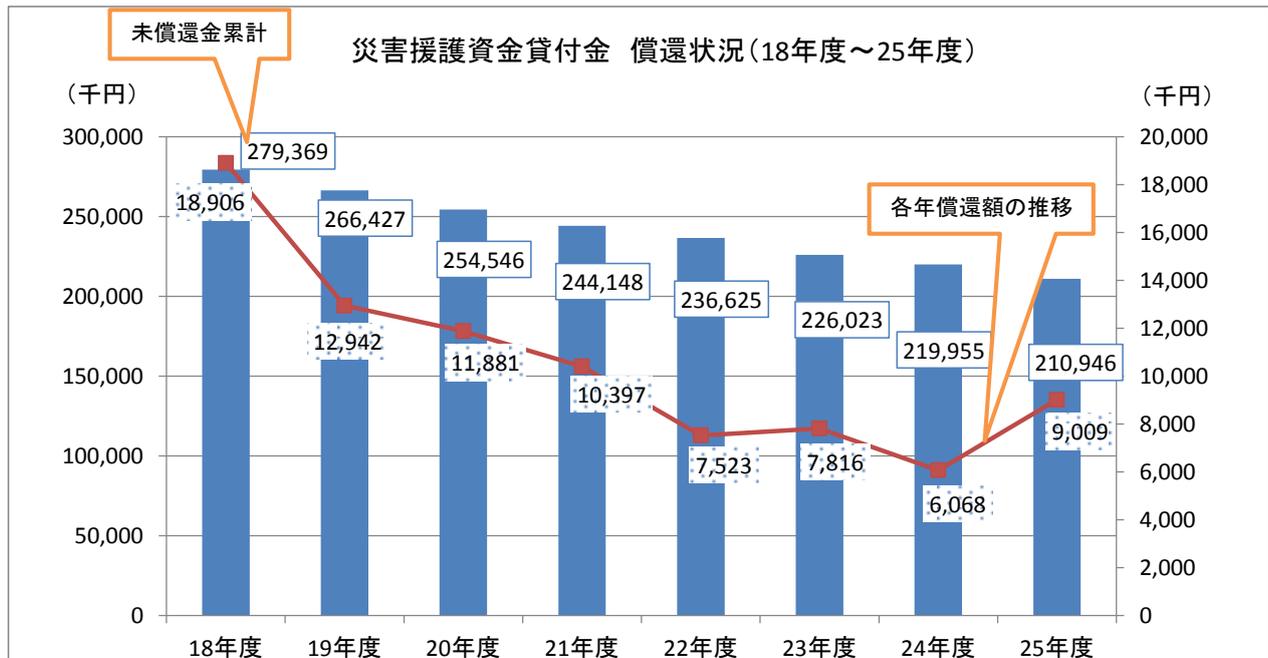
(単位:千円)

〈細事業1〉	災害援護資金管理事業	細事業事業費	2,766																																										
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	阪神淡路大震災での災害援護資金借受人																																												
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	159人																																												
(3)参画と協働の主な手法(実績)																																													
(4)25年度の取組と成果	<p>阪神淡路大震災に係る災害援護資金の未償還借受人に対し、償還指導や個別訪問を行うことで、償還の促進を行った。</p> <p>【返済実績】</p> <table border="1"> <tr><td>貸付件数(当初)</td><td>810件</td><td></td></tr> <tr><td>完済件数(25年度末)</td><td>643件</td><td></td></tr> <tr><td>返還免除決定件数(25年度末)</td><td>8件</td><td></td></tr> <tr><td>完済及び返還免除件数計</td><td>651件</td><td></td></tr> <tr><td>完済率(25年度末)</td><td>80.37%</td><td>※ 免除決定件数含む</td></tr> <tr><td>償還継続件数(25年度末)</td><td>159件</td><td></td></tr> <tr><td>貸付元金(当初)</td><td>1,573,300千円</td><td></td></tr> <tr><td>償還済元金(25年度末)</td><td>1,351,748千円</td><td></td></tr> <tr><td>返還免除決定元金(25年度末)</td><td>10,606千円</td><td></td></tr> <tr><td>償還済及び返還免除決定金額計</td><td>1,362,354千円</td><td></td></tr> <tr><td>償還率(25年度末)</td><td>86.59%</td><td>※ 免除決定金額含む</td></tr> <tr><td>未償還額(25年度末)</td><td>210,946千円</td><td></td></tr> </table> <p>【平成25年度償還実績】</p> <table border="1"> <tr><td>償還終了件数</td><td>5件</td><td></td></tr> <tr><td>償還額</td><td>9,009千円</td><td></td></tr> </table> <p>※平成25年度償還免除決定無し</p>			貸付件数(当初)	810件		完済件数(25年度末)	643件		返還免除決定件数(25年度末)	8件		完済及び返還免除件数計	651件		完済率(25年度末)	80.37%	※ 免除決定件数含む	償還継続件数(25年度末)	159件		貸付元金(当初)	1,573,300千円		償還済元金(25年度末)	1,351,748千円		返還免除決定元金(25年度末)	10,606千円		償還済及び返還免除決定金額計	1,362,354千円		償還率(25年度末)	86.59%	※ 免除決定金額含む	未償還額(25年度末)	210,946千円		償還終了件数	5件		償還額	9,009千円	
貸付件数(当初)	810件																																												
完済件数(25年度末)	643件																																												
返還免除決定件数(25年度末)	8件																																												
完済及び返還免除件数計	651件																																												
完済率(25年度末)	80.37%	※ 免除決定件数含む																																											
償還継続件数(25年度末)	159件																																												
貸付元金(当初)	1,573,300千円																																												
償還済元金(25年度末)	1,351,748千円																																												
返還免除決定元金(25年度末)	10,606千円																																												
償還済及び返還免除決定金額計	1,362,354千円																																												
償還率(25年度末)	86.59%	※ 免除決定金額含む																																											
未償還額(25年度末)	210,946千円																																												
償還終了件数	5件																																												
償還額	9,009千円																																												

【償還額の推移】

(千円)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
未償還額累計	279,369	266,427	254,546	244,148	236,625	226,023	219,955	210,946
償還額	18,906	12,942	11,881	10,397	7,523	7,816	6,068	9,009
免除額	6,570	—	—	—	—	2,786	—	—



5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

25年度の事業全体の成果や課題について

平成25年度から、災害援護資金貸付金償還専門促進員を配置し、専属で償還業務を行ったことで、前年度より償還額を3,000千円増額することができた。しかし、貸付当初から20年という期間を経ていること、借受人の高齢化や相続問題など、回収困難な事例が増加傾向にあることから、これらの対応方法について検討していく必要性が生じている。

第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて

平成6年度貸付分については平成22年度に、平成7年度貸付分については平成23年度に、市から県への償還期限が到来し、3年間の償還履行延長申請を行った。
また、平成25年度には、平成6年度貸付金の未償還分について、さらに3年間の償還履行再延長申請を行った。
今後、県及び関係市町と連携を図りながら、回収困難な未償還金の取り扱いについて検討していく。

- 自己評価
- 適正
 - 改善の余地あり
 - 改善すべき

- 今後の方向性
- 拡充
 - 継続
 - 縮小

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	中国残留邦人支援事業		決算書頁	202
視点・政策	02 安全安心 ・ 03 安らぐ			
施策	20 地域福祉活動の支援と促進を図ります			
所管部・課	健康福祉部 福祉政策課	作成者	課長 武富 祥平	

2. 事業の目的

中国残留邦人について、文化的な生活の維持を支援する

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較
総事業費	3,432	3,880	△ 448	一般財源	861	986	△ 125
内 事業費	3,432	3,880	△ 448	国県支出金	2,571	2,894	△ 323
内 職員人件費			0	地方債			0
内 公債費			0	特定財源(都市計画税)			0
参考 職員数(人)			0	特定財源(その他)			0
再任用職員数(人)			0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

<細事業1>	中国残留邦人支援事業	細事業事業費	3,432
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	市内在住の中国残留邦人とその家族		
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	3人		
(3)参画と協働の主な手法(実績)			
(4)25年度の取組と成果	<p>◎ 市内在住の中国残留邦人とその家族に対し、文化的でかつ最低限の生活を保障するため、必要に応じて、生活支援、住宅支援、医療支援、介護支援などを行うことで、帰国生活が安心して行えるよう支援を行った。</p>		

◎ 中国残留邦人

- ・ 2世帯、3名の生活支援を行った。

	支給額
生活支援給付	1,997,521円
住宅支援給付	663,600円
医療支援給付	766,920円
計	3,428,041円

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>市内在住の中国残留邦人の世帯に対し、文化的でかつ最低限度の生活を保障するための支援を実施した。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>国の制度に基づき、26年度以降も、継続的に実施する。</p>
<p>自己評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適正</p> <p><input type="checkbox"/> 改善の余地あり</p> <p><input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	外国人等高齢者特別給付金支給事業		決算書頁	202
視点・政策	02 安全安心 ・ 03 安らぐ			
施策	21 高齢者に必要なサービスを提供するとともに、要介護状態を予防・改善します			
所管部・課	健康福祉部 長寿・介護保険課	作成者	課長 山本 敏行	

2. 事業の目的

無年金外国人等高齢者の福祉の増進

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト		25年度	24年度	比較	財源		25年度	24年度	比較
		総事業費	2,569	3,181			△ 612	一般財源	1,287
内 訳	事業費	2,569	3,181	△ 612	国県支出金	1,282	1,586	△ 304	
	職員人件費			0	地方債			0	
	公債費			0	特定財源(都市計画税)			0	
参考	職員数(人)			0	特定財源(その他)			0	
	再任用職員数(人)			0					

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

〈細事業1〉	外国人等高齢者特別給付金支給事業	細事業事業費	2,569
(1) 対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	大正15年4月1日以前に生まれ、市内に居住している者		
(2) 対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	6名(平成26年3月末時点)		
(3) 参画と協働の主な手法(実績)			
(4) 25年度の取組と成果	<p>国民年金制度における国籍要件等により、老齢基礎年金等の受給資格を得ることができなかった外国人等の高齢者に対し、市が外国人等高齢者特別給付金を支給することにより、その福祉の増進に寄与することを目的として実施。</p> <p>月支給額 : H25年4月～H25年9月 33,487円 (県補助金16,700円+市16,787円) H25年10月～H26年3月 33,216円 (県補助金16,600円+市16,616円)</p> <p>年4回に分けて支給(7月・10月・1月・4月)</p>		

特別給付金の支給により、対象者の福祉の増進を行うことができた。

支給状況(年度末)		(単位:人)				
区 分	H21	H22	H23	H24	H25	
外国人支給実人数	11	11	7	6	5	
日本人支給実人数	1	1	1	1	1	

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>特別給付金の支給により、対象者の福祉の増進を行うことができた。また現在の支給金額は、老齢福祉年金とほぼ同額となっている。</p> <p>現在のところ、川西市では他の公的年金との併給支給は実施していないが、他市では併給支給を実施しているところもあることから、今後は、他の公的年金との併給支給についても検討する余地があるものと思われる。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>対象者が大正15年4月1日以前生まれの外国人等の高齢者であるため、今後は横ばいまたは減少すると見込まれる。</p> <p>無年金外国人等高齢者の福祉の増進のためには有効な事業であるため、今後も県とともに事業を実施する。</p>
<p>自己評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適正</p> <p><input type="checkbox"/> 改善の余地あり</p> <p><input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	老人医療扶助事業	決算書頁	220
視点・政策	02 安全安心 ・ 03 安らぐ		
施策	21 高齢者に必要なサービスを提供するとともに、要介護状態を予防・改善します		
所管部・課	健康福祉部 医療助成・年金課	作成者	課長 穂山 文雄

2. 事業の目的

高齢者の保健の向上と福祉の推進

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較
総事業費	26,796	30,969	△ 4,173	一般財源	11,818	15,342	△ 3,524
内 事業費	26,796	30,969	△ 4,173	国県支出金	14,978	15,627	△ 649
内 職員人件費			0	地方債			0
内 公債費			0	特定財源(都市計画税)			0
参考 職員数(人)			0	特定財源(その他)			0
再任用職員数(人)			0				

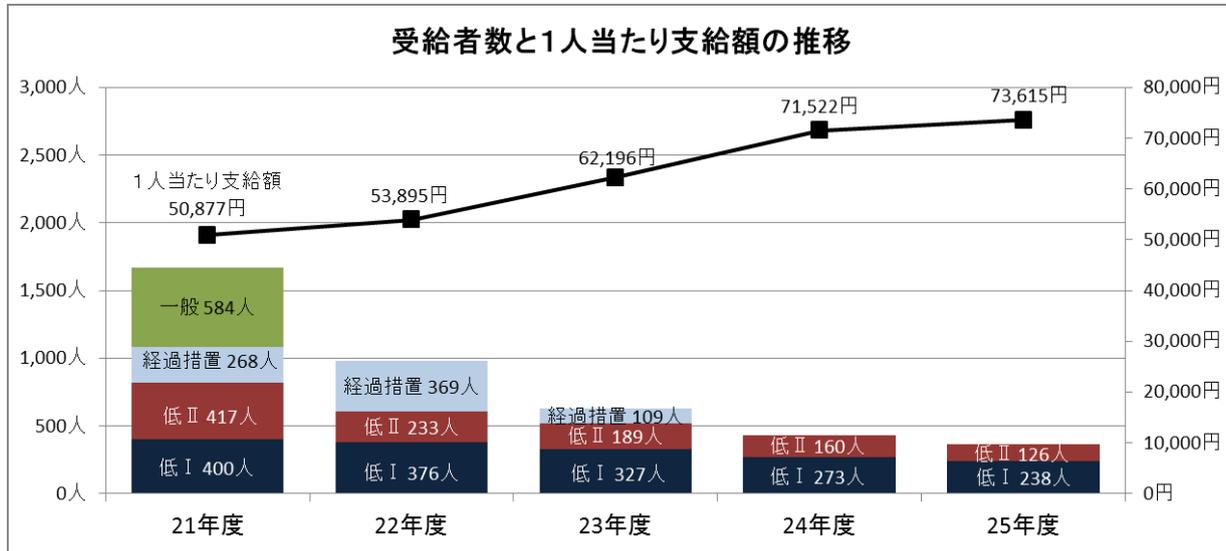
4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

〈細事業1〉	老人医療扶助事業	細事業事業費	26,796													
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	満65歳以上70歳未満の健康保険加入者(所得制限あり)															
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	364人															
(3)参画と協働の主な手法(実績)																
(4)25年度の取組と成果	<p>対象者 : 満65歳以上70歳未満の人 所得制限 : 市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人 助成内容 : 医療費の負担割合を2割もしくは1割とする。さらに、1ヶ月の自己負担限度額を超えた額を助成する。 (負担割合、自己負担限度額については下表参照)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得区分</th> <th rowspan="2">負担割合</th> <th colspan="2">自己負担限度額</th> </tr> <tr> <th>外来のみ(個人ごと)</th> <th>入院+外来の世帯合算 *3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅱ *1</td> <td>2割</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">8,000円</td> <td style="text-align: center;">24,600円</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅰ *2</td> <td>1割</td> <td style="text-align: center;">15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 本人及び世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の年金収入を加えた所得が80万円以下の人 *2 本人及び世帯員全員が市町村民税非課税で、かつ、世帯員全員が年金収入80万円以下、かつ所得がない人 *3 同一世帯の老人医療費受給者のみ合算が可能</p>			所得区分	負担割合	自己負担限度額		外来のみ(個人ごと)	入院+外来の世帯合算 *3	区分Ⅱ *1	2割	8,000円	24,600円	区分Ⅰ *2	1割	15,000円
所得区分	負担割合	自己負担限度額														
		外来のみ(個人ごと)	入院+外来の世帯合算 *3													
区分Ⅱ *1	2割	8,000円	24,600円													
区分Ⅰ *2	1割		15,000円													

老人医療扶助事業の給付状況

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
支給額	84,913千円	52,709千円	38,810千円	30,969千円	26,796千円



※一般…本人が市町村民税非課税で同一世帯に属する65歳以上の人の市町村民税課税標準額が145万円未満の人(平成21年6月30日まで)

※経過措置…本人及び世帯員全員が市町村民税非課税の世帯に属する人(平成23年6月30日まで)

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>23年度の経過措置終了後、受給者数が年々減少しており、それに伴い支給額も減少している。一方、低所得区分Ⅰの受給者比率が大きくなり、1人当たり支給額が増加している。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>県基準の見直しにより26年7月以降に新たに65歳に到達する対象者の負担割合と自己負担限度額を変更した。</p> <p>昭和24年7月1日以降に生まれた方 負担割合2割 自己負担限度額(区分Ⅱの方) 外来 12,000円 入院 35,400円</p> <p>将来にわたり持続的で安定した制度として維持していくために、助成対象を低所得者に重点化し県基準に基づき実施していく。</p>
<p>自己評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適正</p> <p><input type="checkbox"/> 改善の余地あり</p> <p><input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	在宅高齢者支援事業		決算書頁	228
視点・政策	02 安全安心 ・ 03 安らぐ			
施策	21 高齢者に必要なサービスを提供するとともに、要介護状態を予防・改善します			
所管部・課	健康福祉部 長寿・介護保険課	作成者	課長 山本 敏行	

2. 事業の目的

高齢者の在宅生活を支援する

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較	
	総事業費	134,817	121,429		13,388	一般財源	118,598	109,742
内 訳	事業費	99,075	85,755	13,320	国県支出金	16,217	11,687	4,530
	職員人件費	12,748	12,680	68	地方債			0
	公債費	22,994	22,994	0	特定財源(都市計画税)			0
参考	職員数(人)	1	1	0	特定財源(その他)	2		2
	再任用職員数(人)	1	1	0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

〈細事業1〉	在宅高齢者支援事業	細事業事業費	99,075
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	65歳以上の高齢者及び要介護者の家族等		
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	43,627人(平成25年4月1日時点65歳以上)		
(3)参画と協働の主な手法(実績)	講座・講習会	その他(緊急通報システム事業)	

(4)25年度の取組と成果

- 主に要援護・要介護高齢者等を支援する事業
緊急通報装置の貸与
日常生活用具の給付・貸与
寝たきり高齢者訪問理容サービス
高齢者外出支援サービス事業
救急医療情報キット配布事業

- その他の高齢者の在宅生活を支援する事業
住宅改造費助成事業
市立デイサービスセンターの管理運営事業

上記の各種サービスを実施して、高齢者の在宅生活を支援することができた。

緊急通報装置貸与事業設置状況

(単位:台)

	H21	H22	H23	H24	H25
新規申請台数	128	109	91	97	65
年度末設置数	681	683	635	625	554

- ・65歳以上の一人暮らし高齢者などが、急病などの緊急時に すぐ通報できるよう非常用ペンダントと専用装置を貸与した。
- ・利用できる電話回線に限られることや、協力員が必要であることにより、利用者は減少しているが、症状が悪化する前に救急搬送ができていたなどの成果があり、在宅高齢者を支える事業として有効である。

日常生活用具の給付・貸与利用状況

(単位:台)

	H21	H22	H23	H24	H25
電磁調理器	2	3	1	3	1
火災報知器	0	1	0	1	1
自動消火器	0	0	0	1	1
老人用電話	0	1	0	0	2

- ・満65歳以上のひとり暮らしの者であって、介護保険で要介護の認定を受け、かつ、生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者である者を対象に、日常生活用具を給付又は貸与した。

寝たきり高齢者等訪問理容サービス利用状況 (単位:人)

	H21	H22	H23	H24	H25
実利用人数	—	16	10	14	9
延べ利用人数	49	49	35	35	33

・在宅で寝たきり状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする状態にある65歳以上の者などを対象に、年4回、訪問利用サービスを実施した。

外出支援サービス利用状況 (単位:回、人)

	H21	H22	H23	H24	H25
サービス回数	925	1,122	1,063	1,072	1,024
実利用者数	70	87	88	94	90

・4月1日の時点で、要介護3・4・5の認定を受けている在宅の65歳以上の高齢者に、タクシー基本料金の助成券を年24枚給付。
 ・入院や死亡などの理由で、実際には使わなかった方もいるため、実利用者数が減っているが、高齢者の外出手段として有効に活用されている。

住宅改造費助成事業実施状況 (単位:件)

	H21	H22	H23	H24	H25
一般型	93	85	76	72	105
特別型	40	40	39	45	76
増改築型	2	3	1	1	0
共同住宅共用型	2	20	0	2	1

※一般型:住宅を高齢者向きに改造する場合に、一定の助成が受けられる制度
 ※特別型:介護保険住宅改修費の支給と合わせて、助成率に応じた助成が受けられる制度
 ※共同住宅共用型:共同住宅を高齢者向きに改造する場合に、一定の助成が受けられる制度

・浴室の段差解消、便所の手すりの取り付けなどの改造費を助成した。
 ・消費税増税前のため、利用が急増したと考えられる。

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>各種のサービスを実施することにより、在宅高齢者の生活を支援することができた。 しかし、高齢化が進展する中、利用者が減少している事業については、引き続き事業のPRを行い利用者拡大につなげていく必要がある。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>高齢化が進展する中で、高齢者が住みなれた地域で、その人らしい生活を継続できるよう事業を進めていく。 緊急通報システム事業については、機器選択の拡大の検討など、事業実施方法の見直しを行っていく。 外出支援サービス事業については、広報誌やホームページに掲載するなど積極的なPRに努める。</p>
<p>自己評価</p> <p><input type="checkbox"/> 適正 <input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地あり <input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	施設入所介護事業		決算書頁	230
視点・政策	02 安全安心 ・ 03 安らぐ			
施策	21 高齢者に必要なサービスを提供するとともに、要介護状態を予防・改善します			
所管部・課	健康福祉部 長寿・介護保険課	作成者	課長 山本 敏行	

2. 事業の目的

施設入所措置をすることによって、老人の福祉を図る

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較	
総事業費	137,330	127,136	10,194	一般財源	129,971	118,395	11,576	
内 訳	事業費	60,735	50,587	10,148	国県支出金			0
	職員人件費			0	地方債			0
	公債費	76,595	76,549	46	特定財源(都市計画税)			0
参考	職員数(人)			0	特定財源(その他)	7,359	8,741	△ 1,382
	再任用職員数(人)			0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

〈細事業1〉	老人ホーム入所介護事業	細事業事業費	60,735
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	環境上、経済的事情により在宅で生活することが困難な65歳以上の高齢者等		
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	20名(平成26年3月末時点 被措置者数)		
(3)参画と協働の主な手法(実績)			
(4)25年度の取組と成果	<p>老人福祉法第11条に規定されているように、環境上又は経済的理由により居宅において養護を受けることが困難であり、措置が必要であると判断した人の老人ホームへの入所措置を行ったことにより、高齢者の健全で安らかな生活を保障できた。</p>		

施設入所状況(月当初入所延人員)

(単位:人)

	H21	H22	H23	H24	H25
養護(満寿荘)	404	354	296	277	249
養護(他市施設)	0	5	11	0	0
特別養護	0	1	0	4	0

川西市の被措置者については、

- ・介護保険における在宅サービスの充実や、施設入所など、措置入所以外の選択肢が広がったことにより、新規入所者は減少傾向にある。
- ・既入所者については、高齢化に伴い死亡や入院による退所者が発生している。

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>家族関係が希薄になり、親族がいても積極的に関わってもらえないことも多く、入所措置に必要な身元引受人を見つけることが困難になってきている。</p> <p>また、措置入所先の施設では対応しきれない心身状態になった際に、次の受け入れ先にスムーズに繋げることが難しい場合がある。</p> <p>また、建設から30年経過して建物が老朽化しており、これまでも修繕は行ってきているが、今後も水回り設備の改修が必要である。また、以前に高齢化に対応するための居室の改修を行ったが、一部和室ベッドの部屋が残っており、段差解消などのために、入所者の状況によっては、居室の改修も必要になってくると思われる。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>老人福祉法に基づき、概ね65歳以上で環境上の理由、及び経済的理由により家庭で生活することが困難な高齢者を入所させ、援護することを目的としているため事業を継続する。</p> <p>今後も必要な人が入所できるように、地域包括支援センターや生活支援課などと連携して、適切に判断していく必要がある。</p>
<p>自己評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適正</p> <p><input type="checkbox"/> 改善の余地あり</p> <p><input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	老人福祉施設支援事業	決算書頁	232
視点・政策	02 安全安心 ・ 03 安らぐ		
施策	21 高齢者に必要なサービスを提供するとともに、要介護状態を予防・改善します		
所管部・課	健康福祉部 福祉政策課	作成者	課長 武富 祥平

2. 事業の目的

老人福祉施設の適正な整備・運営を図るため、社会福祉法人に対し支援を実施する

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較
総事業費	1,738	2,515	△ 777	一般財源	1,738	2,515	△ 777
内				国県支出金			0
事業費	1,738	2,515	△ 777	地方債			0
職員人件費			0	特定財源(都市計画税)			0
公債費			0	特定財源(その他)			0
参考							
職員数(人)			0				
再任用職員数(人)			0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

〈細事業1〉	老人福祉施設支援事業	細事業事業費	1,738
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	市内介護保険事業所		
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	2か所		
(3)参画と協働の主な手法(実績)			
(4)25年度の取組と成果	<p>● 待機者が増加傾向にある特別養護老人ホームの整備に対し、老人福祉施設の適正な整備を図るため、その整備に係る借入金の利子の一部を補助することで、適正な老人福祉施設の運営を支援する。</p> <p>①社会福祉法人正心会「さぎそう園」の増築</p> <p>②社会福祉法人盛幸会「湯々館」の建設</p> <p>①、②に係る独立行政法人福祉医療機構借入金の利子の1/2を補助した。</p>		

- 川西市介護保険事業計画に基づき、地域の介護拠点施設の整備を行うため、
 - ① 小規模多機能型居宅介護事業所
 - ② 認知症高齢者グループホーム
 を市内で設置・運営する事業所の募集を実施。
- 施設整備及び開設準備に要する費用の一部を補助する目的で当該事業を実施したが、平成25年度は事業への応募はなかった。

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>老人福祉施設の需要は、現在も高い状況にあり、健全な施設運営を支援するため、施設の整備に係る借入金の利息部分の一部を補助した。</p> <p>また、川西市介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホームの整備を行うため、施設整備や開設準備に係る補助を設け、整備事業所の募集を行ったが、応募がなかった。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>老人福祉施設の需要は、現在も高い状況にあり、健全な施設運営を支援するため、施設の整備に係る一定の補助は、今後も継続する。</p> <p>また、小規模多機能型居宅介護事業等の整備については、平成26年度に川西市介護保険事業計画の見直しを予定していることから、ニーズ調査など、需要に基づく整備を進めることが必要となる。平成27年度以降については、その動向により決定する。</p>
<p>自己評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適正</p> <p><input type="checkbox"/> 改善の余地あり</p> <p><input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	介護保険低所得者対策事業		決算書頁	232
視点・政策	02 安全安心 ・ 03 安らぐ			
施策	21 高齢者に必要なサービスを提供するとともに、要介護状態を予防・改善します			
所管部・課	健康福祉部 長寿・介護保険課	作成者	課長 山本 敏行	

2. 事業の目的

低所得者の介護保険サービス利用料を軽減することにより、低所得者の生活の安定と介護保険制度の円滑な実施に資する

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較
総事業費	375	272	103	一般財源	96	77	19
内				国県支出金	279	195	84
事業費	375	272	103	地方債			0
職員人件費			0	特定財源(都市計画税)			0
公債費			0	特定財源(その他)			0
参考							
職員数(人)			0				
再任用職員数(人)			0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

〈細事業1〉	社会福祉法人利用者負担軽減事業	細事業事業費	375
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	社会福祉法人が提供する介護保険サービスを受ける低所得者		
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	58人		
(3)参画と協働の主な手法(実績)			
(4)25年度の取組と成果	<p>市民税非課税世帯に属する者で、次のすべての要件を満たす者に対し、適用する。</p> <p>【要件】</p> <p>(1)世帯の年間収入金額が単身世帯で150万円以下であること(世帯加算あり)</p> <p>(2)世帯の預貯金等の額が単身世帯で350万円以下であること(世帯加算あり)</p> <p>(3)世帯が居住する家屋や日常生活のために必要な資産以外に利用しうる資産を所有していないこと</p> <p>(4)負担能力のある親族等に扶養されていないこと</p> <p>(5)介護保険料を滞納していないこと</p> <p>【軽減の対象サービス】</p> <p>(1)訪問介護(ホームヘルプサービス)</p> <p>(2)通所介護(デイサービス)</p> <p>(3)短期入所生活介護(ショートステイ)</p> <p>(4)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)</p> <p>(5)地域密着型サービス(川西市内では認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護)</p> <p>川西市内で軽減措置が適用される社会福祉法人は8法人</p> <p>社会福祉法人が提供するサービスの利用者負担額と食費・居住費の25%を軽減する。 ※利用者負担第1段階の老年福祉年金受給者の軽減率は50%、生活保護受給者については、個室に係る利用料のみ全額免除する。</p>		

事業実施状況

	H21	H22	H23	H24	H25
減額認定証発行者数	77	66	51	57	58
利用者数	39	52	61	46	53
補助対象法人数	5	6	5	4	4
事業費(千円)	362	377	278	272	375

川西市内で軽減措置が適応される社会福祉法人8法人のうち、
下記の4社会福祉法人が実施した介護サービスの利用者負担軽減に対し、
市が補助を行った。

法人名()内は施設名称	所在地	補助額(円)
正心会(ハピネス川西)	川西市	64,597
盛幸会(湯々館)	川西市	31,993
のぞみ(古江台ホール)	池田市	47,436
聖隷福祉事業団(花屋敷栄光園)	宝塚市	231,356
合計		375,382

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>市と各法人の連携の強化に努め、今後とも、国の補助基準に基づき実施していく。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>当該措置については、社会福祉法人が実施主体となり実施することから、将来に向けた事業の継続に関しては、市と各法人の連携が重要な要素となる。 今まで通り市と各法人の連携の強化に努め、今後とも、国の補助基準に基づき実施していく。</p>
<p>自己評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 改善の余地あり <input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	高齢者生きがいきづくり推進事業		決算書頁	230
視点・政策	02 安全安心 ・ 03 安らぐ			
施策	22 高齢者の生きがいきづくりや社会参加を促進します			
所管部・課	健康福祉部 長寿・介護保険課	作成者	課長 山本 敏行	

2. 事業の目的

高齢者の生きがいきづくりを支援する

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト		25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較
		総事業費	239,802	284,505		△ 44,703	一般財源	229,434
内訳	事業費	187,978	232,342	△ 44,364	国県支出金	4,967	4,968	△ 1
	職員人件費	17,704	18,044	△ 340	地方債			0
	公債費	34,120	34,119	1	特定財源(都市計画税)			0
参考	職員数(人)	2	2	0	特定財源(その他)	5,401	6,968	△ 1,567
	再任用職員数(人)			0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

<細事業1>	老人福祉センター管理運営事業	細事業事業費	58,731																								
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	60歳以上の川西市民																										
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	55,652人(平成25年4月1日時点60歳以上人口)																										
(3)参画と協働の主な手法(実績)	指定管理																										
(4)25年度の取組と成果	<p>高齢者の心身の健康の増進を図るため、高齢者の福祉施設として、老人福祉センター3箇所(一の鳥居、緑台、久代)及び老人憩いの家2箇所(鶴寿会館、多田東会館)を設置。 老人福祉センター、老人憩いの家利用状況(延利用者数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>老人福祉センター(人)</td> <td>78,771</td> <td>79,127</td> <td>85,317</td> <td>69,275</td> <td>74,954</td> </tr> <tr> <td>老人憩いの家(人)</td> <td>16,064</td> <td>15,051</td> <td>13,445</td> <td>13,081</td> <td>12,785</td> </tr> </tbody> </table>				H21	H22	H23	H24	H25	老人福祉センター(人)	78,771	79,127	85,317	69,275	74,954	老人憩いの家(人)	16,064	15,051	13,445	13,081	12,785						
	H21	H22	H23	H24	H25																						
老人福祉センター(人)	78,771	79,127	85,317	69,275	74,954																						
老人憩いの家(人)	16,064	15,051	13,445	13,081	12,785																						
<細事業2>	シルバー人材センター支援事業	細事業事業費	37,177																								
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	60歳以上の川西市民																										
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	55,652人(平成25年4月1日時点60歳以上人口)																										
(3)参画と協働の主な手法(実績)																											
(4)25年度の取組と成果	<p>高齢者の社会参加を支援するためシルバー人材センターに運営助成を行った。</p> <p>シルバー人材センター運営状況(年度末時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員数(人)</td> <td>1,282</td> <td>1,291</td> <td>1,337</td> <td>1,347</td> <td>1,363</td> </tr> <tr> <td>就労延人員(人)</td> <td>89,086</td> <td>88,152</td> <td>91,099</td> <td>95,136</td> <td>99,747</td> </tr> <tr> <td>契約金額(千円)</td> <td>365,209</td> <td>354,710</td> <td>366,623</td> <td>361,950</td> <td>377,744</td> </tr> </tbody> </table>				H21	H22	H23	H24	H25	会員数(人)	1,282	1,291	1,337	1,347	1,363	就労延人員(人)	89,086	88,152	91,099	95,136	99,747	契約金額(千円)	365,209	354,710	366,623	361,950	377,744
	H21	H22	H23	H24	H25																						
会員数(人)	1,282	1,291	1,337	1,347	1,363																						
就労延人員(人)	89,086	88,152	91,099	95,136	99,747																						
契約金額(千円)	365,209	354,710	366,623	361,950	377,744																						
<細事業3>	高齢者ふれあい事業	細事業事業費	9,053																								
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	60歳以上もしくは65歳以上の川西市民																										
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	55,652人(平成25年4月1日時点60歳以上人口)																										
(3)参画と協働の主な手法(実績)																											
(4)25年度の取組と成果	<p>ふれあい入浴実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施浴場数</td> <td>4(3)</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>3(2)</td> </tr> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>52</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>利用延人数(人)</td> <td>17,654</td> <td>16,171</td> <td>15,895</td> <td>16,211</td> <td>14,075</td> </tr> </tbody> </table> <p>※絹延湯は21年9月1日で廃業 ※加茂温泉は26年1月17日で廃業 ※H23加茂温泉は実施回数51回</p> <p>①高齢者ふれあい入浴事業…対象者:川西市に居住する60歳以上で入浴介助の必要のない人 ②老人貸し農園事業…対象者:65歳以上の川西市民の方。(農園は27区画で応募多数の場合は抽選)</p>				H21	H22	H23	H24	H25	実施浴場数	4(3)	3	3	3	3(2)	実施回数(回)	52	52	52	52	52	利用延人数(人)	17,654	16,171	15,895	16,211	14,075
	H21	H22	H23	H24	H25																						
実施浴場数	4(3)	3	3	3	3(2)																						
実施回数(回)	52	52	52	52	52																						
利用延人数(人)	17,654	16,171	15,895	16,211	14,075																						

(単位:千円)

〈細事業4〉	高齢者おでかけ促進事業	細事業事業費	73,928																																																												
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	4月1日時点で満70歳以上で要介護2以下の在宅高齢者																																																														
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	28,803人																																																														
(3)参画と協働の主な手法(実績)																																																															
(4)25年度の取組と成果	<p>①対象者に、年3,000円分の交通費助成を行った。 高齢者おでかけ促進事業実施状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数(人)</td> <td>23,523</td> <td>24,690</td> <td>25,950</td> <td>27,472</td> <td>28,803</td> </tr> <tr> <td>利用金額(千円)</td> <td>55,581</td> <td>58,466</td> <td>60,093</td> <td>63,341</td> <td>66,819</td> </tr> </tbody> </table> <p>②市の主催するイベント等に招待した。 ・第22回おもろ能に、50人招待。 ・みつなか名画シアターに、各日50人、2日計100人招待。</p>				H21	H22	H23	H24	H25	対象者数(人)	23,523	24,690	25,950	27,472	28,803	利用金額(千円)	55,581	58,466	60,093	63,341	66,819																																										
	H21	H22	H23	H24	H25																																																										
対象者数(人)	23,523	24,690	25,950	27,472	28,803																																																										
利用金額(千円)	55,581	58,466	60,093	63,341	66,819																																																										
〈細事業5〉	老人クラブ支援事業	細事業事業費	8,114																																																												
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	60歳以上の川西市民																																																														
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	55,652人(平成25年4月1日時点60歳以上人口)																																																														
(3)参画と協働の主な手法(実績)	補助、助成、報償																																																														
(4)25年度の取組と成果	<p>高齢者の生きがいづくりや奉仕活動を通じ明るい長寿社会づくりに貢献している老人クラブに対し、育成補助を行う。</p> <p>老人クラブの状況(4月1日時点)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラブ数</td> <td>77</td> <td>77</td> <td>77</td> <td>76</td> <td>76</td> </tr> <tr> <td>会員数(人)</td> <td>5,036</td> <td>5,081</td> <td>5,047</td> <td>4,921</td> <td>4,889</td> </tr> </tbody> </table>				H21	H22	H23	H24	H25	クラブ数	77	77	77	76	76	会員数(人)	5,036	5,081	5,047	4,921	4,889																																										
	H21	H22	H23	H24	H25																																																										
クラブ数	77	77	77	76	76																																																										
会員数(人)	5,036	5,081	5,047	4,921	4,889																																																										
〈細事業6〉	高齢者祝福事業	細事業事業費	975																																																												
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	金婚夫婦もしくはダイヤモンド婚夫婦、最高齢者と100歳到達高齢者																																																														
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)																																																															
(3)参画と協働の主な手法(実績)																																																															
(4)25年度の取組と成果	<p>ダイヤモンド婚・金婚夫婦祝福式典を開催する。最高齢者と100歳到達の高齢者に祝福報償を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">ダイヤモンド婚・金婚夫婦祝福式典参加夫婦数</th> <th colspan="6">高齢者祝福報償金受給者数</th> </tr> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th></th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダイヤモンド婚式(組)</td> <td>7</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>100歳以上祝福報償金(人)</td> <td>53</td> <td>62</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>金婚式(組)</td> <td>74</td> <td>86</td> <td>80</td> <td>84</td> <td>79</td> <td>100歳到達者祝福報償金(人)</td> <td></td> <td></td> <td>46</td> <td>30</td> <td>31</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>81</td> <td>97</td> <td>95</td> <td>97</td> <td>80</td> <td>最高齢者祝福報償金</td> <td></td> <td></td> <td>1(107歳)</td> <td>1(105歳)</td> <td>1(106歳)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H22年度までは、100歳以上の方が対象 ※H23年度からは、年度中(H23年度はH22.9.1~H24.3.31)に100歳になる方及び最高齢者が対象</p>			ダイヤモンド婚・金婚夫婦祝福式典参加夫婦数						高齢者祝福報償金受給者数							H21	H22	H23	H24	H25		H21	H22	H23	H24	H25	ダイヤモンド婚式(組)	7	11	15	13	11	100歳以上祝福報償金(人)	53	62				金婚式(組)	74	86	80	84	79	100歳到達者祝福報償金(人)			46	30	31	計	81	97	95	97	80	最高齢者祝福報償金			1(107歳)	1(105歳)	1(106歳)
ダイヤモンド婚・金婚夫婦祝福式典参加夫婦数						高齢者祝福報償金受給者数																																																									
	H21	H22	H23	H24	H25		H21	H22	H23	H24	H25																																																				
ダイヤモンド婚式(組)	7	11	15	13	11	100歳以上祝福報償金(人)	53	62																																																							
金婚式(組)	74	86	80	84	79	100歳到達者祝福報償金(人)			46	30	31																																																				
計	81	97	95	97	80	最高齢者祝福報償金			1(107歳)	1(105歳)	1(106歳)																																																				

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>高齢者おでかけ促進事業や高齢者ふれあい入浴事業を実施することにより、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に一定の役割を果たすことができた。 しかし、老人クラブの会員数が減少し、シルバー人材センターの会員数も横ばいである。今後は会員数増加のためのPRなどの支援に努めたいと考える。 また、老人福祉センターの利用者数も平成24年度に比べて増加しているものの、平成23年度よりは減少している。これは、各施設の登録グループ数に大きな変化はないものの、個人利用者が減少しているためである。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>団塊の世代が高齢期を迎え、高齢者の人口が増加していく中で、趣味などの活動できる場や人と交流できる場などを提供するために、老人福祉センターや老人憩いの家の利用促進のPRを行う。 また、25年度の事業ディスカッションにおいて、高齢者祝福事業の在り方を検討した結果を反映できるように、ダイヤモンド婚・金婚夫婦祝福式典については、実施方法や対象者について、今後より多くの方に喜んでいただけるように検討していく。</p>
<p>自己評価</p> <p><input type="checkbox"/> 適正 <input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地あり <input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	外国人等障害者特別給付金支給事業	決算書頁	202
視点・政策	02 安全安心 ・ 03 安らぐ		
施策	23 障がい者の自立した生活と社会参加を促進します		
所管部・課	健康福祉部 障害福祉課	作成者	課長 福丸 幸紀

2. 事業の目的

制度的要因により障害基礎年金を受けられない障がい者に対し給付金を支給し、福祉の増進を図る

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較
総事業費	2,415	2,421	△ 6	一般財源	1,268	1,273	△ 5
内 事業費	2,415	2,421	△ 6	国県支出金	1,147	1,148	△ 1
内 職員人件費			0	地方債			0
内 公債費			0	特定財源(都市計画税)			0
参考 職員数(人)			0	特定財源(その他)			0
再任用職員数(人)			0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

＜細事業1＞	外国人等障害者特別給付金支給事業	細事業事業費	2,415
(1) 対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	制度的要因により障害基礎年金等を受けられない外国人障がい者等		
(2) 対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	3名(延36名)		
(3) 参画と協働の主な手法(実績)			
(4) 25年度の取組と成果	<p>年金の制度上、加入することができなかった間に障がいが発生し無年金となっている外国人、及び海外滞在中に障がいの初診日がある日本人に障害者特別給付金を支給した。</p> <p>25年度は重度障がい者に対し、4月～9月分月額76,763円(公的年金受給者へは48,357円)、10月～3月分月額76,346円(公的年金受給者へは47,971円)、中度障がい者は4月～9月分月額32,771円、10月～3月分月額32,438円(該当者なし)を支給した。</p> <p>*10月より障害基礎年金額変更のため、給付金額も変更。</p> <p>＜支給要件＞</p> <p>重度障がい者又は中度障がい者で以下のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年1月1日前に21歳に達していた外国人で、同日前に重度障がい者又は中度障がい者であった人又は同日以降に重度障がい若しくは中度障がい者となったが、障害発生原因の初診日が同日前にある人 ・昭和61年4月1日前の海外滞在中に障がい発生原因の初診日があり、障害基礎年金等の受給資格が得られなかった日本人 <p>*重度障がい者:市内に居住する身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級所持者</p> <p>*中度障がい者:市内に居住する身体障害者手帳3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級所持者</p>		

①対象人数

(単位:人)

重度障がい者	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
外国人支給人数	3	3	3	3	3
日本人支給人数	0	0	0	0	0

中度障がい者	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
外国人支給人数	0	0	0	0	0
日本人支給人数	0	0	0	0	0

*中度障がい者に対する支給は20年度から実施

②支給額の推移(月当たり支給額)

国民年金法に規定する1級・2級の障害基礎年金額の2分の1相当額と兵庫県の補助金をあわせた額を支給している。

(単位:円)

重度障がい者	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度(4~9月)	25年度(10~3月)
市支給額	41,254	41,254	41,254	40,963	40,963	40,546
県支給額	31,400	33,800	35,800	35,800	35,800	35,800
合計	72,654	75,054	77,054	76,763	76,763	76,346

*障害基礎年金月額(1級):25年度 4月~9月 81,925円
10月~3月 81,092円

*公的年金受給者へは、4月~9月 市支給額12,460円、県支給額35,800円
10月~3月 市支給額12,171円、県支給額35,800円

中度障がい者	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度(4~9月)	25年度(10~3月)
市支給額	33,004	33,004	33,004	32,771	32,771	32,438
県支給額	0	0	0	0	0	0
合計	33,004	33,004	33,004	32,771	32,771	32,438

*中度障がい者に対する支給は20年度から実施

*障害基礎年金月額(2級):25年度 4月~9月 65,542円
10月~3月 64,875円

*25年度は該当者なしのため、支給していない

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>本来、重度障がい者に対する給付金については、障害基礎年金1級相当額の2分の1を県と市がそれぞれ支出することになっている。市は2分の1を支給しているが、県の支給額は依然として2分の1に達していないため、県に対し引き続き要望していく。</p> <p>本市では、20年度から中度障がい者に対し、障害基礎年金2級相当額の2分の1を支給している。中度障がい者に対しても、重度障がい者と同じように、制度的要因により障害基礎年金が受けられない障がい者に対する支援として、障害基礎年金2級相当額の2分の1の支給を、県に対して要望していく。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>特別給付金の給付により、対象者の生活支援に寄与できている。しかし、未だ県における給付額が2分の1に達しておらず、また、中度障がい者に対する給付制度も確立されていないため、県に対し引き続き要望していく。</p>
<p>自己評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適正</p> <p><input type="checkbox"/> 改善の余地あり</p> <p><input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	障害者総合支援事業		決算書頁	216
視点・政策	02 安全安心 ・ 03 安らぐ			
施策	23 障がい者の自立した生活と社会参加を促進します			
所管部・課	健康福祉部 障害福祉課	作成者	課長 福丸 幸紀	

2. 事業の目的

障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営めるよう総合的なサービスを提供する

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較	
	総事業費	1,970,825	1,748,410		222,415	一般財源	576,706	590,190
内 訳	事業費	1,895,192	1,671,758	223,434	国県支出金	1,394,087	1,158,220	235,867
	職員人件費	53,112	54,132	△ 1,020	地方債			0
	公債費	22,521	22,520	1	特定財源(都市計画税)			0
参考	職員数(人)	6	6	0	特定財源(その他)	32		32
	再任用職員数(人)			0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

<細事業1>	障害者総合支援事業	細事業事業費	1,895,192		
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	障害福祉サービス支給決定者等				
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	1,444人(平成25年度障害福祉サービス等利用者数の合計)				
(3)参画と協働の主な手法(実績)	その他(地域における障がい児(者)と住民の交流促進支援)				
(4)25年度の取組と成果	<p>障がい者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付を中心とした総合的なサービスを提供した。</p> <p>具体的には、日常生活に必要な支援を受けられる介護給付、自立した生活に必要な知識や技術を身につける訓練等給付、障害児の療育を行う障害児通所給付等、更生医療等の公費負担医療制度の自立支援医療及び身体機能の補完、代替等を行う補装具に係る補装具費の支給等を行った。</p> <p style="text-align: center;">《障害福祉等サービス、障害児通所給付費等のうち、平成25年度中に実績のあるサービス》</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>障害者総合支援法(介護給付)</p> <p>①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④短期入所 ⑤生活介護 ⑥療養介護 ⑦共同生活介護 ⑧施設入所支援</p> <p>障害者総合支援法(訓練等給付)</p> <p>⑨宿泊型自立訓練 ⑩自立訓練(生活訓練) ⑪自立訓練(機能訓練)</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>児童福祉法(障害児通所措置)</p> <p>⑫就労移行支援 ⑬就労継続支援A型 ⑭就労継続支援B型 ⑮共同生活援助</p> <p>障害者総合支援法(相談支援事業)</p> <p>⑯計画相談支援 ⑰地域移行支援</p> <p>児童福祉法(障害児通所給付)</p> <p>⑱児童発達支援 ⑲放課後等デイサービス</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">⑲補装具給付事業 ⑳自立支援医療(育成医療) ㉑自立支援医療(更生医療) ㉒療養介護医療</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">㉓やむを得ない事由による措置 障害者総合支援法(その他の事業)</p>			<p>障害者総合支援法(介護給付)</p> <p>①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④短期入所 ⑤生活介護 ⑥療養介護 ⑦共同生活介護 ⑧施設入所支援</p> <p>障害者総合支援法(訓練等給付)</p> <p>⑨宿泊型自立訓練 ⑩自立訓練(生活訓練) ⑪自立訓練(機能訓練)</p>	<p>児童福祉法(障害児通所措置)</p> <p>⑫就労移行支援 ⑬就労継続支援A型 ⑭就労継続支援B型 ⑮共同生活援助</p> <p>障害者総合支援法(相談支援事業)</p> <p>⑯計画相談支援 ⑰地域移行支援</p> <p>児童福祉法(障害児通所給付)</p> <p>⑱児童発達支援 ⑲放課後等デイサービス</p>
<p>障害者総合支援法(介護給付)</p> <p>①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④短期入所 ⑤生活介護 ⑥療養介護 ⑦共同生活介護 ⑧施設入所支援</p> <p>障害者総合支援法(訓練等給付)</p> <p>⑨宿泊型自立訓練 ⑩自立訓練(生活訓練) ⑪自立訓練(機能訓練)</p>	<p>児童福祉法(障害児通所措置)</p> <p>⑫就労移行支援 ⑬就労継続支援A型 ⑭就労継続支援B型 ⑮共同生活援助</p> <p>障害者総合支援法(相談支援事業)</p> <p>⑯計画相談支援 ⑰地域移行支援</p> <p>児童福祉法(障害児通所給付)</p> <p>⑱児童発達支援 ⑲放課後等デイサービス</p>				

＜サービス利用状況＞

法	事業	種別	サービス名	23年度		24年度		25年度	
				利用時間等	利用実人数	利用時間等	利用実人数	利用時間等	利用実人数
障害者総合支援法	①	介護給付	居宅介護	16,876.0	111	19,095.25	113	18,953.25	107
			重度訪問介護	2,755.5	2	3,280.0	3	12,542.5	5
			行動援護	113.0	1	0.0	0	0.0	0
			同行援護	0.0	0	3,044.0	23	4,850.0	28
			療養介護	393	2	5,127	15	5,547	16
			生活介護	46,912	228	60,324	273	61,628	271
			短期入所	4,637	107	4,464	108	4,836	107
			共同生活介護	16,605	61	18,453	60	18,861	67
		訓練等給付	施設入所支援	34,296	106	41,183	119	41,055	120
			共同生活援助	616	2	612	2	887	4
			宿泊型自立訓練	0	0	515	3	740	4
			自立訓練(生活訓練)	996	5	940	5	1,371	8
			自立訓練(機能訓練)	20	1	128	1	315	3
	旧法	就労移行支援	2,473	27	3,483	38	2,675	31	
		就労継続支援A型	952	7	1,326	9	2,369	18	
		就労継続支援B型	21,773	156	34,291	191	37,775	208	
		児童デイサービス	4,137	212	589	128			
	②	支援相談	旧法施設入所	3,929	17	94	4		
			旧法施設通所	18,762	97	1,688	87		
			旧法通所	0	0	0	0		
③	児童福祉法	計画相談支援	0	0	54	16	298	135	
		地域移行支援	0	0	2	1	13	1	
合計				816		963		997	
④	児童福祉法	児童発達支援			9,048	179	13,450	254	
		放課後等デイサービス			7,298	201	12,078	192	
		やむを得ない事由による措置			111	1	47	1	
合計				0		381		447	
合計				816		1,344		1,444	

①＝障害福祉サービス事業 ②＝相談支援事業 ③＝障害児通所支援事業 ④＝障害児通所措置事業

※児童デイサービス、旧法サービスについては新サービスに移行。重複計算を避けるため、実人数合計には合算しない。また、計画相談支援、地域移行支援については、他のサービスを利用する前提で行われる相談支援事業であることから、必ず他のサービスと利用が重複するため、実人数の合計には合算しない。

・単位

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護：時間

生活介護・宿泊型自立訓練・自立訓練(生活訓練)・自立訓練(機能訓練)・就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・短期入所・療養介護・共同生活援助・共同生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービス・やむを得ない事由による措置・計画相談支援・地域移行支援・施設入所支援・児童デイサービス・旧法施設入所・旧法施設通所・旧法通所：日(回)

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>25年度は第3期障がい福祉計画(平成24～26年度)に基づき各障害福祉サービスを実施した。26年度以降は引き続き、第3期障がい福祉計画に定めるサービス見込み量の確保に向けた方策を実施するとともに、同計画を見直し、第4期障がい福祉計画(平成27～29年度)の策定を行う。</p> <p>今後とも法改正による制度改正等について、遺漏のないよう適切に対応していく。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>26年度は現行計画の見直しを行い、第4期障がい福祉計画を策定する。計画策定に当たっては、主に川西市障害者施策推進協議会で協議していただくほか、川西市障がい者自立支援協議会の意見聴取や当事者等へのアンケートなどを通じ、現状やニーズの的確な把握に努める。</p> <p>計画に定めるサービス見込み量の確保に向けての方策を実施するとともに、計画目標の達成に向けた取り組みを推進していく。</p>
<p>自己評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適正</p> <p><input type="checkbox"/> 改善の余地あり</p> <p><input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	障害者地域生活支援事業		決算書頁	218
視点・政策	02 安全安心 ・ 03 安らぐ			
施策	23 障がい者の自立した生活と社会参加を促進します			
所管部・課	健康福祉部 障害福祉課	作成者	課長 福丸 幸紀	

2. 事業の目的

障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営めるよう地域での事業の実施や補助を行う

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト		25年度	24年度	比較	財源		25年度	24年度	比較
		総事業費	437,612	408,811			28,801	一般財源	296,250
内 訳	事業費	402,204	372,723	29,481	国県支出金	135,642	140,320	△ 4,678	
	職員人件費	35,408	36,088	△ 680	地方債			0	
	公債費			0	特定財源(都市計画税)			0	
参考	職員数(人)	4	4	0	特定財源(その他)	5,720	3,319	2,401	
	再任用職員数(人)			0					

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

<細事業1>	障害者地域生活支援事業	細事業事業費	402,204
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	障害者地域生活支援事業利用決定者等		
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	492人(移動支援・地域活動支援センター・日中一時支援事業サービス等利用者数)		
(3)参画と協働の主な手法(実績)	共催、実行委員会		
(4)25年度の取組と成果	<p>障がい者等が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の生活実態に応じ必要な事業や補助を行った。障がいの有無にかかわらず相互に人権と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、具体的には、障害者総合支援法の規定により以下の事業を実施したほか、特別障害者手当等の手当の支給、タクシー料金助成等の助成等を行った。</p> <p>*障害者地域生活支援事業 <必須事業></p> <p>①理解促進研修・啓発事業:障がい者等に対する理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行う。 ②相談支援事業:障がい者等の地域福祉に関する諸問題についての相談、情報提供、助言その他事業者等との連絡調整等の便宜を総合的に提供する。 ③意思疎通支援事業:聴覚障がい者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話奉仕員・要約筆記者の派遣、手話通訳者の市役所窓口への配置を行う。 ④日常生活用具給付等事業:自立生活を支援する用具等の給付又は貸与を行う。 ⑤手話奉仕員養成研修事業:日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。 ⑥移動支援事業:屋外での移動が困難な障がい者等に外出支援を行う。 ⑦地域活動支援センター事業:創作的活動、生産活動の機会の提供等、地域の実情に応じた支援を行う。</p> <p><任意事業></p> <p>①訪問入浴サービス事業:訪問により居室において入浴サービスを提供する。 ②日中一時支援事業:障害者支援施設等で日中に見守り等の支援を行う。 ③社会参加促進事業:スポーツ・レクリエーション教室開催等事業、自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成等を行う。</p>		

主な事業のサービス等の実績は以下のとおり。

①意思疎通支援事業(手話奉仕員・要約筆記者派遣)

利用時間数 (単位:時間)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用時間数	2,732.5	3,116.5	2,879.5	3,386.0	3,540.5

②移動支援事業

利用時間数 (単位:時間)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用時間数	27,220.5	32,782.5	34,304.5	34,233.0	32,756.0

*生活介護・地域活動支援センターの送迎時間数を除く。

③地域活動支援センター事業(デイサービスからの移行分)

利用回数 (単位:回)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用回数	1,663	1,635	1,706	1,656	1,642

④日中一時支援事業

利用回数 (単位:回)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
利用回数	3,324	6,087	8,615	9,199	10,558

⑤日常生活用具の給付

支給件数 (単位:件)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
件数	1,947	2,376	2,625	2,584	2,553

⑥特別障害者手当等の支給

支給件数 (単位:件)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
件数	2,983	3,147	3,088	3,025	2,969

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>日中一時支援事業等の利用が増加しており、対応可能な事業所が不足する傾向にある。ニーズに応じたサービスの提供体制の整備が必要となっている。</p> <p>障害者虐待防止法に基づき、平成24年10月に川西市障がい者虐待防止相談窓口を設置し、平成25年度には8件の虐待通報があった。そのうち3件を虐待と認定したが、必要な支援等を行い、いずれの案件も虐待状態は解消されている。各関係機関との連携により、虐待の早期発見・早期解決に努めていく。</p> <p>本事業は、地域の実情に応じた事業を実施し、障がい者の地域生活を支援しているが、国の定める必須事業が増加しているにもかかわらず、国及び県補助金が補助率に応じた額に満たず、年々補助金額も減少し、市の超過負担額が増加している。</p> <p>また、障害者優先調達推進法に基づき、本市の優先調達方針を制定した。今後、この方針に基づき、調達先の拡大や調達する物品等の多様化を図っていく必要がある。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>平成26年度には、サービス利用者等のニーズを踏まえ、第4期障がい福祉計画を策定する。</p> <p>当事者、相談支援事業者、地域福祉を支える民生委員、福祉委員、ボランティア、事業者等の情報交換・意見交換を進め、地域で生活する障がい児・者を、地域で支えるネットワークの充実を図るとともに、サービス体系の整備を推進する。</p>
<p>自己評価</p> <p><input type="checkbox"/> 適正</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地あり</p> <p><input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	障害者医療扶助事業		決算書頁	220
視点・政策	02 安全安心・03 安らぐ			
施策	23 障がい者の自立した生活と社会参加を促進します			
所管部・課	健康福祉部 医療助成・年金課	作成者	課長 穂山 文雄	

2. 事業の目的

障がい者の保健の向上と福祉の推進

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較	
	総事業費	308,716	322,907		△ 14,191	一般財源	167,381	182,523
内訳	事業費	308,716	322,907	△ 14,191	国県支出金	141,335	140,384	951
	職員人件費			0	地方債			0
	公債費			0	特定財源(都市計画税)			0
参考	職員数(人)			0	特定財源(その他)			0
	再任用職員数(人)			0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

〈細事業1〉	心身障害者医療扶助事業	細事業事業費	146,145
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	障がいのある健康保険加入者(所得制限あり)		
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	1,068人		
(3)参画と協働の主な手法(実績)			

(4)25年度の取組と成果

重度心身障がい者への医療費助成

対象者:身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定所持者(後期高齢者医療制度以外の健康保険加入者)

所得制限:本人、配偶者、扶養義務者の市町村民税所得割税額の合計額が23.5万円未満の人

助成内容:通院1医療機関毎に1日600円(低所得者は400円)を超えた額を月2回目まで助成(3回目以降は全額助成)。

入院1医療機関毎に1割負担で2,400円(低所得者は1,600円)を超えた額を助成。3か月以上継続入院した場合は、4か月目以降全額助成。

中程度の心身障がい者への入院医療費助成(平成22年7月診療分より実施)→市単独事業

対象者:身体障害者手帳3級、療育手帳B1判定所持者(後期高齢者医療制度以外の健康保険加入者)

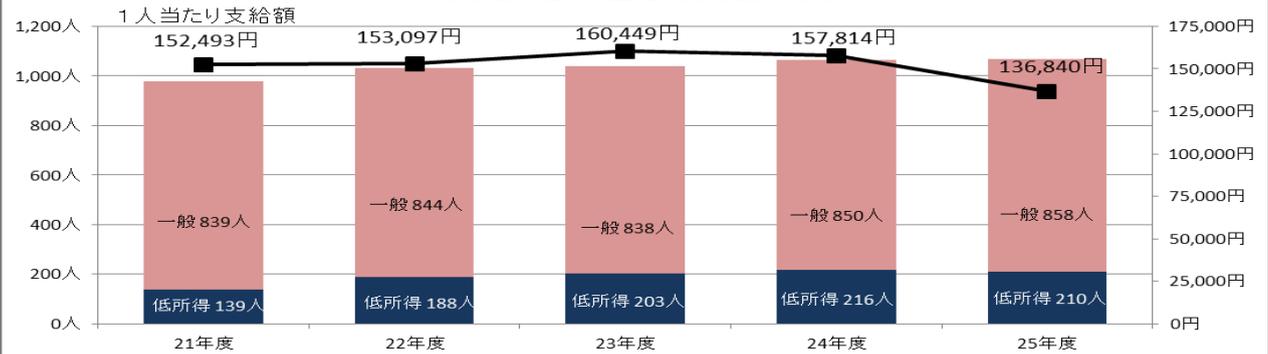
所得制限:本人、配偶者、扶養義務者全員が市町村民税非課税で、かつ、年金収入または年金収入を加えた所得が80万円以下の世帯。

助成内容:入院の自己負担額(高額療養費等を差し引いた額)の1/3を助成。ただし、3か月以上継続して入院した場合は、4か月目以降は全額助成。

心身障害者医療扶助事業の給付状況(千円)

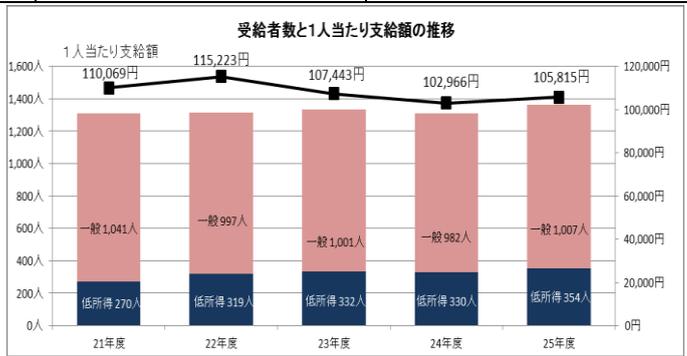
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
支給額	149,138	157,996	167,027	168,230	146,145
うち市単独分	-	12	38	0	12

受給者数と1人当たり支給額の推移

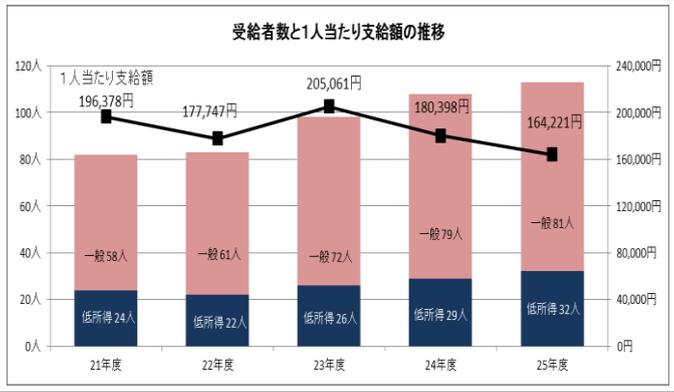


(単位:千円)

〈細事業2〉	高齢心身障害者特別医療扶助事業	細事業事業費	144,014																		
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	障がいのある後期高齢者医療制度加入者(所得制限あり)																				
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	1,361人																				
(3)参画と協働の主な手法(実績)																					
(4)25年度の取組と成果	<p>高齢重度心身障がい者への医療費助成 対象者:身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定所持者 (後期高齢者医療制度加入者) 所得制限および助成内容:〈細事業1〉心身障害者医療扶助事業と同じ 中程度の心身障がい者への入院医療費助成 (平成22年7月診療分より実施)→市単独事業 対象者:身体障害者手帳3級、療育手帳B1判定所持者 (後期高齢者医療制度加入者) 所得制限および助成内容:〈細事業1〉心身障害者医療扶助事業と同じ 高齢心身障害者医療扶助事業の給付状況(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>144,300</td> <td>151,633</td> <td>143,222</td> <td>135,194</td> <td>144,014</td> </tr> <tr> <td>うち市単独分</td> <td>-</td> <td>9</td> <td>112</td> <td>42</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	支給額	144,300	151,633	143,222	135,194	144,014	うち市単独分	-	9	112	42	19
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																
支給額	144,300	151,633	143,222	135,194	144,014																
うち市単独分	-	9	112	42	19																



〈細事業3〉	精神障害者医療扶助事業	細事業事業費	18,557																		
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	精神障がいのある健康保険加入者(所得制限あり)																				
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	113人																				
(3)参画と協働の主な手法(実績)																					
(4)25年度の取組と成果	<p>重度精神障がい者への医療費助成 対象者:精神障害者保健福祉1級所持者 所得制限および助成内容:〈細事業1〉心身障害者医療扶助事業と同じ (※県で対象としていない精神疾患治療も市単独事業で助成) 中程度の精神障がい者への入院医療費助成 (平成22年7月診療分より実施)→市単独事業 対象者:精神障害者保健福祉2級所持者 所得制限および助成内容:〈細事業1〉心身障害者医療扶助事業と同じ</p> <p>精神障害者医療扶助事業の給付状況(千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>16,103</td> <td>14,753</td> <td>20,096</td> <td>19,483</td> <td>18,557</td> </tr> <tr> <td>うち市単独分</td> <td>10,729</td> <td>9,022</td> <td>11,838</td> <td>11,738</td> <td>13,235</td> </tr> </tbody> </table>				21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	支給額	16,103	14,753	20,096	19,483	18,557	うち市単独分	10,729	9,022	11,838	11,738	13,235
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度																
支給額	16,103	14,753	20,096	19,483	18,557																
うち市単独分	10,729	9,022	11,838	11,738	13,235																



5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

25年度の事業全体の成果や課題について	第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて
<p>助成内容等は、前年度と変更はなく、受給者数はほぼ前年度並みであった。心身障害者医療扶助事業における国民健康保険との給付調整において、25年度新たに特定疾病分を追加したことにより、事業全体で対前年度14,191千円の支給額減となった。</p>	<p>引き続き、国民健康保険課との連携により給付調整を行い、適正化を図っていく。 市単独事業分については、近隣各市の助成状況、実施状況を参考とし、検討する。</p>
自己評価	今後の方向性
<input checked="" type="checkbox"/> 適正 <input type="checkbox"/> 改善の余地あり <input type="checkbox"/> 改善すべき	<input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 縮小

評価は、「妥当性」「効率性」「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	生活支援事業		決算書頁	252
視点・政策	02 安全安心 ・ 03 安らぐ			
施策	24 生活保護受給者の経済的自立をはじめ、社会的自立・日常生活自立を支援します			
所管部・課	健康福祉部 生活支援課	作成者	課長 池田 晴彦	

2. 事業の目的

被保護世帯の実態を把握(能力・適正・阻害要因)し、自立した生活を確保するための支援を行う

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較	
	総事業費	3,542,925	3,384,921		158,004	一般財源	999,029	863,588
内 訳	事業費	3,416,161	3,265,683	150,478	国県支出金	2,517,184	2,501,410	15,774
	職員人件費	126,764	119,238	7,526	地方債			0
	公債費			0	特定財源(都市計画税)			0
参考	職員数(人)	13	12	1	特定財源(その他)	26,712	19,923	6,789
	再任用職員数(人)	3	3	0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

<細事業1>	生活支援事業	細事業事業費	3,416,161
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	生活保護受給世帯及び低所得世帯		
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	1,855人(被保護者)+相談者479人		
(3)参画と協働の主な手法(実績)			
(4)25年度の取組と成果	<p>国が定めた生活保護基準に基づき、困窮の程度に応じ必要な扶助費を支給した。また関係機関等との連携を図りながら他法他施策の活用や、傷病治癒、就労支援を行った。</p> <p>自立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 定期的な訪問を行い、生活実態を把握し日常生活や就労等の支援を必要とする世帯に対して、早期指導と保護の適正実施に努めた。 ◇ 他法他施策の活用や被保護者の能力活用、就労先の確保を促進するため、就労支援員が中心となり、ハローワーク等の関係機関と連携し、被保護世帯の自立に向けた相談・支援を行った。 ◇ 各種資金(社会福祉協議会の総合支援資金等)の貸付資金活用への相談・指導を行い、低所得者の経済的自立と生活の安定を支援した。 ◇ 長期入院患者で居宅生活並びに施設入所の可能性がある者に対し、退院支援員が中心となり、医療機関や関係行政機関との連携を図り、退院を促進した。 ◇ 中学3年生の子どもがいる世帯でその中学3年生及び保護者に対して、高校進学の実現を喚起するとともに高校進学の実現を図り、世帯の自立を助長した。 		

保護世帯・人員・各種扶助等の状況(単位:世帯・人)				
	22年度	23年度	24年度	25年度
保護世帯	1,159	1,247	1,274	1,268
保護人員	1,763	1,896	1,899	1,855
医療扶助人員	1,408	1,531	1,542	1,517
	22年度	23年度	24年度	25年度
生活扶助世帯	1,066	1,142	1,169	1,155
人員	1,648	1,766	1,756	1,692
住宅扶助世帯	994	1,084	1,111	1,111
人員	1,528	1,657	1,655	1,633
教育扶助世帯	112	122	129	118
人員	168	183	199	187
介護扶助世帯	186	206	211	216
人員	194	214	226	234
医療扶助世帯	1,012	1,102	1,127	1,128
人員	1,408	1,531	1,542	1,517
人員(入院:再掲)	88	98	88	89
出産扶助世帯	3	3	3	7
人員	3	3	3	7
生業扶助世帯	60	58	65	56
人員	67	64	70	61
葬祭扶助世帯	21	33	33	33
人員	21	33	33	33
開始件数	234	196	170	138
人数	361	309	245	209
廃止件数	98	108	135	153
人数	128	127	186	240
申請件数	233	189	169	145
面接件数	471	558	607	479

医療券発行枚数 (単位:枚)				
	22年度	23年度	24年度	25年度
年間	40,159	43,845	49,444	49,732
月平均	3,347	3,654	4,120	4,144

就労支援員活動状況 (単位:人)				
	22年度	23年度	24年度	25年度
就労支援対象者	131	252	367	325
就労開始者	49	94	123	95

就労訪問支援員活動状況		
	24年度	25年度
支援対象者(人)	121	109
訪問等支援(回数)	883	610
支援結果(就労・上表と重複)(人)	15	15
支援結果(通所・訓練)(人)	4	1
支援結果(ボランティア等体験)(人)	4	0

退院支援員活動状況 (単位:人)				
	22年度	23年度	24年度	25年度
対象者	50	52	45	45
退院者	14	21	16	24

※数値は3月末現在。ただし出産扶助、葬祭扶助は年間延べ数。

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>平成20年秋のリーマンショック後の景気後退により、失業者が増加し、生活保護の相談や申請にいたるケースが増加している。</p> <p>26年1月以降、景気が持ち直していることもあり、保護世帯の増加は若干緩やかになってきているが、今後も保護世帯は微増していくものと考えられる。</p> <p>生活保護業務実施のため、面接相談業務、保護受給者の自立に向けた就労支援業務等は欠かせない業務であり、嘱託職員の専門的な能力を生かして取り組んでいる。</p> <p>また、扶助費の半分近くを占めている医療扶助費抑制への対策を行う必要がある。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>生活保護は最後のセーフティネットであるとともに、生活保護世帯の自立を助長する制度でもあり、自立阻害要因を把握、分析し、福祉事務所として組織的に問題解決と支援を行う必要がある。</p> <p>年齢・世帯人員・地域差による影響を調整し、平成20年以降の物価の動向を勘案するという考えに基づき、生活保護法による保護基準の一部の改正が平成25年8月から適用された。</p> <p>これは生活扶助費について、平成27年度までの3年間で段階的に見直しされるため、被保護者に理解を求めていく。</p> <p>また、平成26年7月1日より生活保護法の一部改正が施行され、生活保護受給者の就労による、自立の促進、健康・生活面等に着目した支援、不正・不適正受給対策の強化、後発医薬品の使用促進などの医療扶助の適正化が主な改正内容である。</p> <p>必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、引き続き、生活保護の適正実施に努めていく。</p>
<p>自己評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適正</p> <p><input type="checkbox"/> 改善の余地あり</p> <p><input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」「効率性」「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	住宅手当支給事業		決算書頁	254
視点・政策	02 安全安心 ・ 03 安らぐ			
施策	24 生活保護受給者の経済的自立をはじめ、社会的自立・日常生活自立を支援します			
所管部・課	健康福祉部 生活支援課	作成者	課長 池田 晴彦	

2. 事業の目的

住宅を喪失または喪失しようとしている離職者に対し、住宅及び就労機会を確保するための支援を行う

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較
総事業費	3,089	4,628	△ 1,539	一般財源	1		1
内 事業費	3,089	4,628	△ 1,539	国県支出金	3,088	4,628	△ 1,540
内 職員人件費			0	地方債			0
内 公債費			0	特定財源(都市計画税)			0
参考 職員数(人)			0	特定財源(その他)			0
再任用職員数(人)			0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

<細事業1>	住宅手当支給事業	細事業事業費	3,089
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	住宅を喪失または喪失しようとしている離職者		
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	17人(25年度手当受給決定者)+24年度手当受給決定者の一部		
(3)参画と協働の主な手法(実績)			
(4)25年度の取組と成果	<p>離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者を対象として住宅費を支給した。併せて就労支援員による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行った。 (平成21年10月事業開始)</p> <p>対象者は、支給申請時に離職後2年以内で65歳未満の者、原則として収入が少なく預貯金が一定額以下など一定の要件を満たす者。</p> <p>支給額:生活保護の住宅扶助の基準額を上限として支給した。 42,500円(単身世帯) 55,300円(複数世帯) 66,400円(7人以上世帯)</p> <p>支給期間:6か月間(一定の条件により更に3か月間の延長が可能)</p>		

就労支援状況 平成21年10月より事業開始

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
住宅手当支給者数(人)	15	30	21	17	15
常用雇用者数(人)	5	14	9	9	12
非正規等雇用者数(人)	5	6	8	4	3

平成22年度 住宅手当支給状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延支給者数(人)	13	13	11	18	13	11	18	19	24	21	22	21	204
支給額(千円)	541	535	486	756	589	480	854	873	1,145	1,020	1,011	1,015	9,305

平成23年度 住宅手当支給状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延支給者数(人)	18	18	20	17	12	11	12	10	10	8	8	11	156
支給額(千円)	853	755	1,075	799	592	569	616	405	427	374	268	431	7,164

平成24年度 住宅手当支給状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延支給者数(人)	8	8	6	8	8	8	13	9	10	9	8	9	104
支給額(千円)	321	311	226	379	368	350	602	402	454	374	343	349	4,479

平成25年度 住宅手当支給状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延支給者数(人)	7	7	12	10	9	7	5	3	6	3	3	2	74
支給額(千円)	292	266	500	426	363	269	201	115	229	120	120	80	2,981

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>平成21年10月に新たなセーフティネットを構築し、離職者の生活及び求職活動を支援するため、国の制度として事業が開始された。</p> <p>受給している常用雇用者でも自立するには至らない程度の収入しか得られない職に就いていることが多い。</p> <p>このため、常用就職したにもかかわらず住宅支援給付の中止に至らない場合や、生活困窮状態が続いていることもある。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>離職者の常用雇用に向けた支援として、これまで一定の役割を果たしてきた。</p> <p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施など各種支援事業を行うための生活困窮者自立支援法が平成27年4月に施行される。</p> <p>その中で「住居確保給付金支給事業」として事業が継続されるため、引き続き、適正に実施していく。</p>
<p>自己評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適正</p> <p><input type="checkbox"/> 改善の余地あり</p> <p><input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	自主防災組織支援事業		決算書頁	156
視点・政策	02 安全安心 ・ 04 備える			
施策	25 地域の防災力を高め、災害時に迅速に対応します			
所管部・課	総務部 危機管理室	作成者	主幹 岡本 勝	

2. 事業の目的

<p>地域防災力の向上を図ることにより、災害に強いまちづくりをめざす</p>
--

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較
総事業費	1,325	3,102	△ 1,777	一般財源	225	252	△ 27
内 事業費	1,325	3,102	△ 1,777	国県支出金			0
内 職員人件費			0	地方債			0
内 公債費			0	特定財源(都市計画税)			0
参考 職員数(人)			0	特定財源(その他)	1,100	2,850	△ 1,750
再任用職員数(人)			0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

〈細事業1〉	自主防災組織支援事業	細事業事業費	1,325
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	各自主防災組織		
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	市内14組織		
(3)参画と協働の主な手法(実績)	補助、助成、報償	講座・講習会	ワークショップ
(4)25年度の取組と成果	<p>大規模災害発災時には、地域住民で組織された自主防災組織による防災活動が重要となるため、地域の防災力の向上を目的として自主防災組織の活動を支援した。</p> <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各自主防災組織に、防災資機材管理等活動事業補助金を交付し、活動の活性化を図った。 各自主防災組織が実施する学習会や防災訓練に職員を派遣し、防災に関する啓発活動を実施するとともに、消火・救出救護・避難誘導方法等を指導した。 市内の全自主防災組織で組織する川西市自主防災組織連絡協議会を開催し、各自主防災組織間の情報交換を行うとともに、兵庫県や各種団体が実施する各種助成制度などの情報を提供し活用等呼びかけた。 		
			
	消 火 訓 練	学 習 会	

【成果】

- ・自主防災組織が実施する学習会や防災訓練等に職員を派遣し、指導したことにより、地域住民の防災に関する関心が高まり、訓練回数等が増加した。
- ・各自主防災組織が各種補助金等を活用し、独自に防災訓練等を計画し実施された。

自主防災組織等の訓練等回数

年度	H21	H22	H23	H24	H25
訓練回数	42回	45回	48回	50回	53回

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>市内には、自主防災組織が14地域で結成されており、それぞれの地域で防災訓練等が実施され、各地域での防災意識の向上がみられている。しかし、訓練内容や実施回数など地域差があるため、今後も地域と連携し防災の重要性について啓発していく必要がある。</p> <p>また、自主防災組織間の合同訓練や情報交換を行うなど、各組織の防災体制の強化を図るとともに、各地域での防災組織の裾野を広げるべく、次代を担う子どもたちが防災に関心を持てるよう小・中学校やPTA、消防団等と連携した訓練を実施するなど、地域に根付いた防災体制の確立をめざす必要がある。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>大規模災害発生直後は、地域住民で組織された自主防災組織の活動が重要となるため、日頃から防災に関する啓発活動を積極的に行うとともに、次代を担う子どもたちや小・中学校、PTA、消防団等、世代を超えた地域住民が各種防災訓練や学習会に参加できる体制を構築する必要がある。</p> <p>また、各地域の訓練についても、新たな視点を取り入れられるよう情報を提供していく。</p>
<p>自己評価</p> <p><input type="checkbox"/> 適正</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地あり</p> <p><input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 拡充</p> <p><input type="checkbox"/> 継続</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」「効率性」「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	火災予防事業		決算書頁	390
視点・政策	02 安全安心 ・ 04 備える			
施策	25 地域の防災力を高め、災害時に迅速に対応します			
所管部・課	消防本部 予防課	作成者	参事 喜谷 隆一	

2. 事業の目的

市民及び事業所の防火意識・知識の向上

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較	
	総事業費	80,825	82,079		△ 1,254	一般財源	80,030	81,316
内 訳	事業費	1,157	881	276	国県支出金	84	55	29
	職員人件費	79,668	81,198	△ 1,530	地方債			0
	公債費			0	特定財源(都市計画税)			0
参考	職員数(人)	9	9	0	特定財源(その他)	711	708	3
	再任用職員数(人)			0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

〈細事業1〉	火災予防体制推進事業	細事業事業費	1,157
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	市の区域内に存する人(居住している人及び事業者含む。)		
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	市の区域内に存する人数(居住している人数及び事業所に勤務する人数)		
(3)参画と協働の主な手法(実績)	講座・講習会		
(4)25年度の取組と成果	<p>消防法や火災予防条例等は、火災の発生防止等のため、市の区域内の存する人(居住している人及び事業者含む。)に対して、厳守義務を定めている。</p> <p>例えば、一般住宅での住宅用火災警報器の設置義務、一定の規模の社会福祉施設でのスプリンクラー設備の設置義務、ガソリンスタンドを設置する場合の許可を受ける義務など多くの規制がある。これらの規制が適法に推移するよう、事業所の防火に係る届出や申請に基づく許認可等の審査及び検査を行っている。</p> <p>さらには、消防法に基づき、事業所への立ち入り検査を行い、違反事項の是正指導や死傷者が発生した場合の社会的責任を事業所関係者に認識させることで、自らが火災予防に励み、事業所全体に防火意識が普及するよう指導している。</p> <p>また、市民の防火意識が向上するよう、命を守る防火教室や一人暮らし高齢者宅の防火訪問を行っている。</p> <p>事業所への立ち入り検査では、立ち入り検査の間隔が長期間とにならないよう定期的実施した結果、火災予防の実施主体が事業者の関係者にあるという認識が根付き、適法な状態が維持され、従業員及びその事業所を利用する市民の安全が図られている。</p> <p>危険物許可施設については、165回の査察を実施しており、平成25年度年間業務計画139回より多くの査察が実施できている。</p> <p>また、一人暮らし高齢者宅の防火訪問、命を守る防火教室など多数の人が集う場所で対面形式の指導を行った結果、川西市内の住宅用火災警報器の設置率は87.4%、周知率は98.3%に達している。</p>		

危険物許可施設及び査察数

年度	H21	H22	H23	H24	H25
施設数	164施設	165施設	160施設	139施設	142施設
査察数	132回	102回	199回	217回	165回

防火対象物(事業所)数及び査察数

年度	H21	H22	H23	H24	H25
施設数	2354施設	2400施設	2420施設	2433施設	2476施設
査察数	940回	936回	946回	841回	672回

一人暮らし高齢者宅 防火訪問

年度	H21	H22	H23	H24	H25
訪問件数	565回	628回	334回	353回	679回

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>事業所においては、繰り返し違反がないよう対話型の査察を根気強く行い、その結果、従業員の防火意識の向上が如実に表れており、違反の減少に繋がった。</p> <p>また、スプリンクラー設備の未設置のような重大違反の事業所は無い。</p> <p>ただ、近年、防火に係る法令改正が多く、予防課員の必要とする予防技術も膨大に広がり、当該職員の育成に多大な時間を要している。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>住宅用火災警報器の設置促進が一応完了したことにより、(設置率87.4%、周知率98.3%)、今後は、街頭広報や各種訓練、イベント開催時等における広報及びホームページや広報誌への掲載により、住宅用火災警報器の点検及び維持の必要性について周知を図り、火災の少ない街づくりのため、市民の防火意識が向上するよう種々の啓発活動を行う。</p> <p>また、幼年消防クラブ員に対し、「火災防御の実践的プログラム」を実施することにより、幼少期から防火意識を根付かせ、防火が文化となるように活動を行う。</p>
<p>自己評価</p> <p><input type="checkbox"/> 適正</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 改善の余地あり</p> <p><input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	消防団活動推進事業		決算書頁	394
視点・政策	02 安全安心 ・ 04 備える			
施策	25 地域の防災力を高め、災害時に迅速に対応します			
所管部・課	消防本部 総務課	作成者	課長 石倉 和也	

2. 事業の目的

消防団活動の支援

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較	
総事業費	92,809	84,825	7,984	一般財源	72,136	74,108	△ 1,972	
内訳	事業費	54,376	60,025	△ 5,649	国県支出金		0	
	職員人件費	8,852	9,022	△ 170	地方債	14,500	14,500	
	公債費	29,581	15,778	13,803	特定財源(都市計画税)		0	
参考	職員数(人)	1	1	0	特定財源(その他)	6,173	10,717	△ 4,544
	再任用職員数(人)			0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

〈細事業1〉	消防団活動推進事業	細事業事業費	51,895									
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	消防団男性団員											
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	359人											
(3)参画と協働の主な手法(実績)												
(4)25年度の実績と成果	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">男性消防団員の出場状況</td> <td>25年度実績</td> </tr> <tr> <td>火災等出場(人)</td> <td>訓練等出場(人)</td> <td>年末警戒(人)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">843</td> <td style="text-align: center;">1059</td> <td style="text-align: center;">703</td> </tr> </table>			男性消防団員の出場状況		25年度実績	火災等出場(人)	訓練等出場(人)	年末警戒(人)	843	1059	703
男性消防団員の出場状況		25年度実績										
火災等出場(人)	訓練等出場(人)	年末警戒(人)										
843	1059	703										
男性消防団員の実員数	(年度末現在)											
H21	H22	H23	H24									
361	363	362	359									



消防団員安全管理セミナーの状況



放水訓練の状況

(単位:千円)

〈細事業2〉	女性消防団活動推進事業	細事業事業費	2,481
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	消防団女性団員		
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	20人		
(3)参画と協働の主な手法(実績)			

(4)25年度の取組と成果

女性消防団員の出場状況 25年度実績

火災等出場(人)	訓練等出場(人)	年末警戒(人)
0	202	14

女性消防団員の実員数 (年度末現在)

H21	H22	H23	H24	H25
15	18	20	19	20



兵庫県消防学校での女性消防団員研修の状況
(他市町消防団との合同研修)



消防出初式の状況

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>少子高齢化や就業形態の変化等に伴い、消防団員の確保が困難な状況であるとともに、団員の高齢化が進展している。しかし、大規模災害などの非常時や各地区での防火・防災の啓発活動においては、消防団員の動員力や消防団員の有する能力・知識が不可欠であるため、今後も団員の確保に努めるとともに、資質向上のための訓練や研修等を継続的に実施する必要がある。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>地域防災の要となる消防団員は、全国的にみても年々減少しており、本市においても同様である。しかし、消防団の有する「要員動員力」「地域密着性」「即時対応力」は、大規模災害時や、地域の防災力の向上に必要不可欠である。</p> <p>今後も、女性消防団員を含め、条例定数を満たすよう団員の確保に努めるとともに、消防団員の資質向上、さらには、退職した消防団員が地域防災の一助となり、地域で囑望される人材に育成するため、様々な災害状況に応じた訓練や安全管理等を目的とした研修等を実施し、消防団活動を支援していく。</p>
<p>自己評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適正</p> <p><input type="checkbox"/> 改善の余地あり</p> <p><input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。

事業別行政サービス成果表

1. 事業名等

事業名	消防団施設整備事業		決算書頁	398
視点・政策	02 安全安心 ・ 04 備える			
施策	25 地域の防災力を高め、災害時に迅速に対応します			
所管部・課	消防本部 総務課	作成者	課長 石倉 和也	

2. 事業の目的

消防団格納庫及び消防団車両の整備

3. コスト情報

(単位:千円)

事業コスト	25年度	24年度	比較	財源	25年度	24年度	比較
総事業費	19,917	840	19,077	一般財源	2,217	840	1,377
内 訳	事業費	19,917	840	19,077	国県支出金		0
	職員人件費			0	地方債	17,700	17,700
	公債費			0	特定財源(都市計画税)		0
参考	職員数(人)		0	特定財源(その他)		0	0
	再任用職員数(人)		0				

4. 事業目的達成のための手段と成果

(単位:千円)

<細事業1>	消防団施設整備事業	細事業事業費	19,917
(1)対象者(建設事業の場合は施設名及び所在地)	消防団 11分団 31部		
(2)対象者数(建設事業の場合は面積・延長等)	消防団格納庫 30棟、消防団車両 32台		
(3)参画と協働の主な手法(実績)			
(4)25年度の取組と成果	<p style="text-align: center;">この事業は、消防団車両の更新及び消防団活動の拠点となる消防団格納庫の修繕・改修を行う。</p> <p>平成25年度の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防団車両の更新(2台) 第4分団東久代部 第5分団新田部 ・消防団格納庫の維持管理 第9分団下財部格納庫の外壁等修繕 ・警鐘塔撤去工事 第3分団日高部 第5分団平野部 (老朽化による撤去) 		



第9分団下財部格納庫の修繕前の一部分
(外壁の剥がれかけた状態)



格納庫の修繕後の状況



更新した、第4分団東久代部の
小型動力消防ポンプ付積載車



更新した、第5分団新田部の
小型動力消防ポンプ付積載車

5. 担当部長による自己評価、及び今後の方向性、見通し等

<p>25年度の事業全体の成果や課題について</p> <p>消防団格納庫や消防団車両の中には、経年により老朽化が見受けられる部もあるが、消防団格納庫については、定期的に点検するとともに、各部からの修理要請等に基づき、可能な限り修繕工事を行う。また、消防団車両においても老朽化した車両を年次的に買替え、常に適切な状態で消防団活動が行われるよう環境を整備していく。</p>	<p>第5次総合計画実現に向け、26年度以降における具体的な改善点や見通しについて</p> <p>消防団格納庫は車両と詰所の一体型として順次整備しており、詰所のない格納庫や、老朽化の著しい格納庫の建替えについて、検討していく必要がある。また、消防団車両においても、老朽化した車両を年次的に買替える必要がある。</p>
<p>自己評価</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 適正</p> <p><input type="checkbox"/> 改善の余地あり</p> <p><input type="checkbox"/> 改善すべき</p>	<p>今後の方向性</p> <p><input type="checkbox"/> 拡充</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 継続</p> <p><input type="checkbox"/> 縮小</p>

評価は、「妥当性」・「効率性」・「有効性」、及び「参画と協働」の視点を全て考慮したうえで判断しています。